

県立学校校舎等維持修繕に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校が執行する施設修繕に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行う場合の手続き等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象修繕)

第2条 この要領の対象となる修繕（以下「対象修繕」という。）は、原則として予定価格が100万円を超える修繕とする。

(入札の公告)

第3条 対象修繕を入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 役務調達等公開システムへの掲載

(2) 学校事務室での備付け

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記①号様式）により行うものとする。

(1) 入札に付する修繕の概要に関する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 入札参加手続等に関する事項

(4) 入札に関する事項

(5) 開札に関する事項

(6) 審査に関する事項

(7) 落札者の決定に関する事項

(8) その他入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間（公告開始から第9条第1項に規定する入札書の提出期間の終期までをいう。以下同じ。）は、原則として10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加できる者は、単体企業で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象修繕に共通する次に掲げる入札参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成14年5月22日制定）第6条及び条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査取扱い基準」という。）（平成19年11月13日施行）における資格認定に基づく認定（以下「資格認定」という。）を受けている者であること。

オ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。

(2) 修繕ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

- ア 入札に付する修繕に対応した業種の資格認定を受けている者であること。
- イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。
- ウ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- エ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- オ その他学校長が定める要件を満たしている者であること。

(修繕ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する修繕ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、別に定める入札審査会の審議に付し、決定するものとする。

(仕様書等)

第6条 仕様書の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間内に行うものとする。

(入札参加資格要件審査)

第7条 学校長は、第4条第2号に規定する修繕ごとの入札参加資格要件を審査するため、入札参加資格要件審査申請書作成要領(別記②号様式)を入札公告に示すものとする。

(入札書の提出方法)

第8条 入札参加者は、学校長が修繕ごとに指定する入札書(別記③号様式)を、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、持参以外の方法による提出は認めないものとする。

2 代理人が入札する場合は、委任状(別記④号様式)を入札前までに代理人が持参して提出しなければならない。

(入札書の提出期間)

第9条 入札書の提出期間(以下「提出期間」という。)は、入札公告に定めた期間とする。

2 入札参加者は、入札書を提出期間内に提出しなければならない。

(入札書の不受理)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、不受理とし、入札書等不受理通知書(別記⑤号様式)を添えて、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

- (1) 持参以外の方法により提出された入札書
- (2) 提出期間外に提出された入札書

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (2) 金額の記入がない入札書による入札
- (3) 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書による入札
- (5) 入札書の修繕年度・修繕番号、修繕名、修繕場所、商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の記名押印がない入札書による入札
- (6) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 入札参加資格要件を満たさない者がした入札

(入札の失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 指定された期限までに入札参加資格要件審査申請書の提出をしなかった者
- (2) 虚偽の入札参加資格要件審査申請書を提出した者

(3) 入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

(入札書の受理)

第13条 入札執行者は、提出された入札書を受領することとし、受領した入札書が、第10条各号のいずれかに該当する場合は不受理とするものとする。

2 一度提出された入札書の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(開札)

第14条 入札執行者は、入札公告に示す日時及び場所において開札を行うものとする。この場合において、入札執行者は、開札予定時刻になったことを確認した後、入札書を提出した者（以下「入札者」という。）の面前において開札を行うものとする。

2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

4 開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、直ちに入札参加資格要件審査の順位を決めるためのくじを実施する。

5 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で落札を保留し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格審査)

第15条 学校長は、前条第5項の規定により落札を保留したときは、当該最低価格入札者に対し入札参加資格要件審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、学校長から審査申請書の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内(休日を含まない。)に提出しなければならない。

3 一度提出された審査申請書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

4 学校長は、審査申請書の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し審査申請書の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

5 前項の審査の結果における落札者候補が、当該審査以降において無効又は失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記⑥号様式）により取りまとめ、入札書とともに学校で保存するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(落札者の決定)

第16条 学校長は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とするものとする。

2 学校長は、落札者を決定したときは、当該落札者に電話、ファクシミリ等により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

3 学校長は、落札者を決定したとき又は落札者がいないときは、速やかに入札執行調書（別記第⑨号様式）を作成するものとする。

(入札参加資格要件の不適合)

第17条 学校長は、第15条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記⑦号様式）により通知をするものとする。

2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった

ときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札参加資格要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明)

第18条 前条第1項の通知を受領した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、学校長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認められた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書(別記第⑨号様式)を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 学校長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第15条から第19条までの事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果の公表)

第19条 学校長は、入札結果を役務調達等公開システムに掲載するとともに、第16条第3項の入札執行調書を学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

2 学校長は、前項の公表までの間、入札の経過及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(入札の延期又は取り止め)

第20条 学校長は、入札において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

2 学校長は、入札参加者が談合し、または入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札を延期し、またはこれを取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第21条 入札書、審査申請書及び苦情申立書の作成並びに提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象修繕から適用する。

入札公告 (例)

〇〇学校〇〇修繕について、条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）を行うので次のとおり公告する。

平成〇〇年〇月〇日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する修繕の概要

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 修繕年度・修繕番号 | 平成〇〇年度 第〇号 |
| (2) 修繕名 | 〇〇学校〇〇修繕 |
| (3) 修繕場所 | 〇〇市〇〇 地内 |
| (4) 修繕概要 | 施設名称 〇〇〇〇
上記施設の〇〇修繕 〇〇㎡ |
| (5) 修繕期間 | 平成〇〇年〇月〇日まで |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 契約書の要否 | 要 |
| (8) 前払金 | 無 |
| (9) 部分払 | 無 |
| (10) 契約の保証 | 無 |
| (11) 議会の議決 | 不要 |
| (12) 施工形態 | 単体企業 |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (8) 〇〇振興局建設部管内に主たる営業所を有する者であること。
- (9) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書において、〇〇工事業の入札参加可能ランクが〇ランクであること。（入札参加可能ランク欄に〇のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に〇が含まれていれば該当する。）

----- 「防水」「塗装」等、1区分(W)の場合の記載例 -----

和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資

格認定通知書において、〇〇工事業の入札参加可能ランクがWランクであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 〇〇市〇〇 〇〇学校事務室(電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

(2) 期間 平成〇〇年〇月〇日(〇)から平成〇〇年〇月〇日(〇)まで(休日を含まない。)の午前〇時から午後〇時まで

4 仕様書の閲覧等

(1) 仕様書は次により入札参加者の閲覧に供する。

ア 閲覧できる者は、入札に参加する資格を有する者に限る。

イ 閲覧場所 3(1)に同じ

ウ 閲覧期間 3(2)に同じ

エ 入札に参加する資格を有する者は、閲覧場所において仕様書の貸出または交付を申し出ることができる。

(2) 入札参加者は、3(2)に示す期間内において、学校職員立会いのもと現場を確認することができる。

(3) 入札参加資格要件審査申請書類は、次により入札参加者に無料で交付する。

ア 交付場所 3(1)に同じ

イ 交付期間 3(2)に同じ

5 入札書を提出する場所及び期間

(1) 入札場所 〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇学校 〇〇室

(2) 入札書提出期間 平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで

6 入札方法

(1) 入札参加者は学校長が修繕ごとに指定した入札書により入札するものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合は、入札書に商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

7 入札書の不受理

次の各号のいずれかに該当する入札書は不受理とする。

(1) 持参以外の方法により提出された入札書

(2) 提出期間外に提出された入札書

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 金額の記入がない入札書による入札

(3) 金額を訂正した入札書による入札

(4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書による入札

- (5) 入札書の修繕年度・修繕番号、修繕名、修繕場所、商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の記名押印がない入札書による入札
- (6) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 入札参加資格要件を満たさない者がした入札

9 入札の失格

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 指定された期限までに入札参加資格要件審査申請書を提出しなかった者
- (2) 虚偽の入札参加資格要件審査申請書を提出した者
- (3) 入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

10 入札の延期又は取り止め

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由を生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者が談合し、又は入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

11 開札等に関する事項

(1) 開札日時及び開札場所

- ア 開札日時 平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時〇〇分 (入札書提出期間終了後)
- イ 開札場所 〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇学校〇〇室

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。
- (3) 開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、直ちに入札参加資格審査の順位を決めるためのくじを実施する。
- (4) 落札予定日 平成〇〇年〇月〇日 (〇)

12 入札参加資格要件審査に関する事項について

入札参加資格要件審査は提出された資料で判断し、一度提出された資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

13 落札者の決定方法について

予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とするものとする。

14 公表方法

入札結果は、役務調達等公開システムへ掲載するとともに、学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

15 その他

- (1) この公告における「休日」は、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日をいう。
- (2) この公告における「主たる営業所」とは、〇〇工事業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

別記②号様式

〇〇修繕入札参加資格要件審査申請書作成要領

1 修繕概要

- (1) 修繕年度・修繕番号 平成 年度 第 号
- (2) 修繕名 〇〇学校〇〇修繕
- (3) 修繕場所 〇〇市〇〇〇〇 地内
以下、入札公告を参照のこと。

2 入札参加資格要件審査申請書の様式及び提出方法

- (1) 申請書は、別紙様式により提出すること。
- (2) 学校から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に入札参加資格要件審査申請書を提出しなければならない。

3 添付書類に関する留意事項

- (1) 入札参加資格認定通知書
入札公告に規定する、現に有効な入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

4 苦情申し立て

- (1) 県立学校校舎等維持修繕に係る条件付き一般競争入札実施要領第18条を参照のこと。
- (2) 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。
受付窓口：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇〇〇
県立〇〇学校 事務室
受付時間：休日を除く毎日〇〇時から〇〇時まで（〇〇時から〇〇時までを除く。）

5 その他の留意事項

- (1) 入札書等、入札参加資格要件審査申請書及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加資格要件審査申請書に虚偽の記載をした者は、当該修繕の落札者として決定されない。

別紙様式

入札参加資格要件審査申請書

修繕番号：平成 年度 第 号

修繕名：〇〇学校〇〇修繕

上記修繕に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件に関し、下記資料を添付の上、審査を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 入札参加資格認定通知書の写し

平成 年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



別記③号様式

入 札 書

入札金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、平成 ○○ 年度 第 ○ 号

○○ 市 ○○ 町 ○○ 地内
郡 村

○○学校 ○○○○ 修繕入札金

上記のとおり請負をしますから入札します。

平成 ○○ 年 ○月 ○日

建設業許可番号 第 号

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

(印)

和歌山県知事 様

備考

- 1 金額の数字は、アラビア数字を使用すること。
- 2 金額を訂正したものは、無効とする。
- 3 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

委 任 状

私は、都合により 印 を代理人として

平成 年 月 日入札する下記修繕の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 修繕年度及び番号 平成 年度 第 号

2 修 繕 名

平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

(印)

和歌山県知事 様

別記⑤号様式

○ 第 号
平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名 様

○○ 学校長 印

入 札 書 等 不 受 理 通 知 書

貴社から提出された下記の修繕に係る入札書等について、下記の理由により不受理と決定しましたので、関係書類を添えて送付します。

記

1 修繕名等

公告日

開札日

修繕年度

修繕番号

修繕名

修繕場所

2 不受理の理由

県立学校校舎等維持修繕に係る条件付き一般競争入札実施要領第 10 条による。

別記⑥号様式

入札参加資格要件審査結果調書

修繕年度 修繕番号 修繕名 修繕場所	
開札日	平成 年 月 日
最低価格入札者	

【個別要件】

営業所の所在地に関する要件	適	否（理由 ）
入札参加資格認定者格付けに関する要件	適	否（理由 ）
	適	否（理由 ）

上記のとおり最低価格入札者が 適格・不適格 であることを審査しました。

平成 年 月 日

審査者 ○○学校長 印

注 審査項目は、適格・不適格のいずれかに○印を付し、不適格の場合はその理由を記載すること。

別記⑦号様式

○ 第 号
平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

様

○○ 学校長 印

貴社が先に入札した下記修繕の入札参加資格要件を審査した結果、下記の理由により入札参加資格要件を満たさないと認め、無効としたので通知します。

記

公 告 日	平成 年 月 日
開 札 日	平成 年 月 日
修 繕 年 度 修 繕 番 号 修 繕 名 修 繕 場 所	
入札参加資格要件を 満たさないと認めた 理 由	

〈苦情申立てについて〉

入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日定める条例（平成元年条例第39号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に苦情申立書を ○○学校事務室 へ提出してください。

別記⑧号様式

苦 情 申 立 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇学校長 様

苦情申立者

住所または所在地

(郵便番号 電話番号)

商号又は名称

代表者名

印

1 苦情申立ての対象となる修繕名

修繕年度

修繕番号

修繕名

修繕場所

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記⑨号様式

入札執行調書

学校名

〇〇学校

平成〇〇年〇月〇日

修繕年度・修繕番号	平成 年度 第 号
修繕名	〇〇学校〇〇修繕
修繕場所	〇〇市〇〇 地内
予定価格（税込み）	
開札日時	平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分
契約方式	条件付き一般競争入札
入札状況	落札決定

〈入札結果〉

入札者名	入札額			備考
	第1回	第2回	第3回	

以上 ○ 者

上記金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額が法律上の入札額である。

落札者名	
入札書記載金額（税抜き）	円
5 / 100相当額	円
落札決定額（税込み）	円